居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人の住居確保損害（借家）について、東京電力の直接請求手続においては、東京電力の賠償基準に基づく定額賠償（２人世帯。２２３万円）がなされていたところ、これを算定し直し、避難後の現住所地の家賃相場と原発事故当時の実際の家賃との差額の８年分に入居時の負担金（ただし、敷金は負担額の３割。）を加算した額（ただし、上記既払金を控除。）が賠償された事例。

1805

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目　住居確保に係る損害（借家）

２　和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人に対し、金５２万５７００円の支払義務があることを認める。

３　支払方法

（省略）

４　清算条項

申立人と被申立人は、第１項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（１）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（２）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が１通、被申立人が１通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争

解決センターに交付する。
令和３年１１月１７日

（仲介委員　中尾　正浩）